



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 規則

*3 和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 （障害福祉課）..... 1

規 則

和歌山県規則第3号

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年1月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前			
別表第1（第2条、第5条、第10条関係）			別表第1（第2条、第5条、第10条関係）			
区分	公共的施設	特定施設	区分	公共的施設	特定施設	
建築物	略		建築物	略		
	10	卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（以下「百貨店等」という。） (1)・(2) 略		10	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（以下「百貨店等」という。） (1)・(2) 略	略
	11	略		11	略	略
	12	クリーニング取次店、貸衣装屋、質屋、旅行代理店、美容所、理容所その他のサービス業を営む店舗		12	クリーニング取次店、貸衣装屋、質屋、旅行代理店、美容所、理容所その他のサービス業を営む店舗	用途面積が500平方メートル以上のもの
略		略		略		
略			略			
別表第2（第5条、第13条関係） 第1 建築物に関する整備基準			別表第2（第5条、第13条関係） 第1 建築物に関する整備基準			
整備項目	整備基準		整備項目	整備基準		
1	略		1	略		
2	(1)・(2) 略 (3) 直接地上へ通ずる1の項に		2	(1)・(2) 略 (3) 直接地上へ通ずる1の項に		

<p>これに類するもの(以下「廊下等」という。)</p>	<p>定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から各室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項(2)アからエまでに定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。こと。 ア～オ 略 (4)・(5) 略</p>	<p>これに類するもの(以下「廊下等」という。)</p>	<p>定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から各室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項(2)アからウまでに定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。こと。 ア～オ 略 (4)・(5) 略</p>
<p>3 略</p>	<p>略</p>	<p>3 略</p>	<p>略</p>
<p>4 エレベーター</p>	<p>(1) 直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積が2,000平方メートル以上のもの(共同住宅を除く。)には、籠が当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車椅子使用者が円滑に利用できる部分(以下「車椅子使用者用駐車区画」という。))が設けられている階に限る。)に停止する次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を障害者、高齢者等が享受又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。 ア～サ 略 シ 乗降ロビーには、次の(7)及び(4)に掲げる装置を設けること。ただし、籠内に、次の(7)及び(5)に掲げる装置が設けられている場合においては、この限りでない。 <u>(7) 到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置</u> <u>(4) 到着する籠の昇降方向を画像等により表示する装置</u> <u>(7) 籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置</u> <u>(5) 籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を画像等により表示する装置</u> ス 略 セ エレベーターがあることを表示する標識を次に定めるところにより設けること。 <u>(7) 障害者、高齢者等の見やすい位置に設けること</u> 。</p>	<p>4 エレベーター</p>	<p>(1) 直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積が2,000平方メートル以上のもの(共同住宅を除く。)には、籠が当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車椅子使用者が円滑に利用できる部分(以下「車椅子使用者用駐車区画」という。))が設けられている階に限る。)に停止する次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を障害者、高齢者等が享受又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。 ア～サ 略 シ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。 ス 略</p>

	<p>(1) <u>日本産業規格 Z 8210に適合するものとする</u>こと</p> <p>(2)・(3) 略</p>		
5 便所	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、<u>床置き、壁掛式(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)</u>又はこれらに類する型式の小便器がある便所を1以上設けること。この場合において、病院等及び身体障害者社会参加支援施設等にあつては、当該床置き等小便器の周囲に手すりを設けること</p> <p>(5)・(6) 略</p>	5 便所	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、<u>床置き又はこれに類する型式の小便器がある便所を1以上設けること。</u>この場合において、病院等及び身体障害者社会参加支援施設等にあつては、当該床置き等小便器の周囲に手すりを設けること。</p> <p>(5)・(6) 略</p>
6 駐車場	<p>(1) 略</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車区画は、次に定める基準に適合するものとすること。 ア・イ 略 ウ 車椅子使用者用である旨を次に定める方法により表示すること。ただし、全駐車台数が4以下の場合においては、この限りでない。 (7) 略 (イ) 車椅子使用者用駐車区画の標識を障害者、高齢者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>(3) 略</p>	6 駐車場	<p>(1) 略</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車区画は、次に定める基準に適合するものとすること。 ア・イ 略 ウ 車椅子使用者用である旨を次に定める方法により表示すること。ただし、全駐車台数が4以下の場合においては、この限りでない。 (7) 略 (イ) 車椅子使用者用駐車区画の標識を設けること。</p> <p>(3) 略</p>
7 敷地内の通路	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地(建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。)又は車椅子使用者用駐車区画に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により適合させることが困難である場合は、「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。 ア・イ 略 ウ <u>区間50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分</u>を設けること。</p> <p>(4)～(6) 略</p>	7 敷地内の通路	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地(建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。)又は車椅子使用者用駐車区画に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により適合させることが困難である場合は、「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。 ア・イ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p>
略		略	
10 客室	<p>ホテル等の客室のうち、その総数の100分の1(1未満の端数は切り上げる。)以上の客室は、次に定める構造とすること。 ア・イ 略</p>	10 客室	<p>ホテル等の客室のうち、1以上の客室は、次に定める構造とすること。 ア・イ 略</p>

ウ 客室内部には、車椅子使用者用便房を設置すること。ただし、当該客室と同じ階に5の項(2)に定める構造の便所を設ける場合においては、この限りでない。

エ 客室内部には、障害者、高齢者等が利用できる浴槽、手すり、腰掛台等が適切に配置され、かつ、車椅子利用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保された構造の浴室を設置すること。ただし、当該客室の外部に9の項に定める構造の浴室を設ける場合においては、この限りでない。

ウ 客室内部には、車椅子使用者用便房を設置すること。ただし、当該客室の外部に5の項(2)に定める構造の便所を設ける場合においては、この限りでない。

エ 客室内部には、障害者、高齢者等が利用できる浴槽、手すり、腰掛台等が適切に配置された構造の浴室を設置すること。ただし、当該客室の外部に9の項に定める構造の浴室を設ける場合においては、この限りでない。

略	
19 避難設備	(1) 略 (2) 防火戸（建築基準法施行令第112条第19項各号に掲げる特定防火設備又は防火設備（それぞれ当該各号に定める構造のものに限る。）として設ける戸をいう。）にくぐり戸を設ける場合は、当該くぐり戸は次に定める構造とすること。 ア・イ 略
20 略	略

略	
19 避難設備	(1) 略 (2) 防火戸（建築基準法施行令第112条第14項各号に掲げる特定防火設備又は防火設備（それぞれ当該各号に定める構造のものに限る。）として設ける戸をいう。）にくぐり戸を設ける場合は、当該くぐり戸は次に定める構造とすること。 ア・イ 略
20 略	略

第2 建築物以外の公共交通機関の施設に関する整備基準

第2 建築物以外の公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 経路	(1)～(4) 略 (5) (1)に定める経路を構成する通路は、2の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。 ア～ウ 略 エ 照明設備を設けること。 (6) (1)に定める経路を構成する傾斜路は、3の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ア～ウ 略 (7) (1)に定める経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。 ア～ウ 略 エ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備を設置することにより、籠外にいる者と籠内にいる者とが互いに視覚的に確認できるものとすること。 オ～シ 略 (8) (1)に定める経路を構成するエスカレーターは、次に定め

整備項目	整備基準
1 経路	(1)～(4) 略 (5) (1)に定める経路を構成する通路は、2の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。 ア～ウ 略 (6) (1)に定める経路を構成する傾斜路は、3の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。 ア～ウ 略 (7) (1)に定める経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。 ア～ウ 略 エ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できるものとすること。 オ～シ 略 (8) (1)に定める経路を構成するエスカレーターは、次に定め

	<p>る構造とすること。ただし、キ及びクについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。 ア～ク 略 ケ エスカレーターの行先及び昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(9) <u>公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、主たる通行の用に供するものと、当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る障害者、高齢者等が円滑に通行できる経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差をできる限り小さくすること。</u></p> <p>(10) <u>乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（以下「乗継ぎ経路」という。）のうち、(2)から(8)までの基準に適合するものを、乗降場ごとに1以上設けること。</u></p> <p>(11) <u>主たる乗継ぎ経路と(10)の基準に適合する経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差をできる限り小さくすること。</u></p> <p>(12) 略</p>
2 略	略
3 傾斜路	<p>傾斜路は、次に定める構造とすること。 ア・イ 略 ウ 傾斜路の勾配部分とその接続する通路との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものであること。 エ 略</p>
4 階段	<p>階段は、次に定める構造とすること。 ア～キ 略 ク 照明設備を設けること。</p>
略	略

第3 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道、地下道その他の歩行者用通路（地下横断歩道及び横断歩道橋を除く。以下「歩道等」	<p>歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 略 イ 有効幅員は、200センチメートル以上とし、当該歩道等の障害者、高齢者等の通行の状況を考慮して定めること。 ウ 略 エ 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、道路の構造、気</p>

	<p>る構造とすること。ただし、キ及びクについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。 ア～ク 略</p> <p>(9) 略</p>
2 略	略
3 傾斜路	<p>傾斜路は、次に定める構造とすること。 ア・イ 略</p> <p>ウ 略</p>
4 階段	<p>階段は、次に定める構造とすること。 ア～キ 略</p>
略	略

第3 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道、地下道その他の歩行者用通路（地下横断歩道及び横断歩道橋を除く。以下「歩道等」	<p>歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 略 イ 幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 略 エ 横断勾配は、2パーセントを標準とすること。ただし、透水性舗装を行った場合は、1パーセント以下と</p>

という。 。)	象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、 <u>2パーセント以下とすることができる。</u> オ～ク 略
2 地下横断歩道及び横断歩道橋（以下「立体横断施設」という。）	立体横断施設を設ける場合においては、次に定める構造とすること。 ア 有効幅員は、 <u>200センチメートル以上とし、当該立体横断施設の障害者、高齢者等の通行の状況を考慮して定めること。</u> イ 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。 (ア) 有効幅員は、 <u>150センチメートル以上とすること。</u> (イ) <u>2段式の手すりを両側に設けること。</u> (ウ) 略 (エ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくく、かつ、 <u>水はけの良い材料で仕上げる。</u> (オ)・(カ) 略 ウ 必要に応じてエレベーターを設置すること。ただし、 <u>昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設置するものとする。</u>

という。 。)	すること。 オ～ク 略
2 地下横断歩道及び横断歩道橋（以下「立体横断施設」という。）	立体横断施設を設ける場合においては、次に定める構造とすること。 ア <u>地下横断歩道の幅員は170センチメートル以上、横断歩道橋の幅員は120センチメートル以上とすること。</u> イ 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。 (ア) <u>必要に応じて、手すりを設けること。</u> (イ) 略 (ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (エ)・(オ) 略 ウ 必要に応じてエレベーターを設置すること。

備考 「有効幅員」とは、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）第2条第1号に規定する有効幅員をいう。

第4 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 略	略
2 園路	1の項に定める構造の出入口から園内の主要な施設に至る園路のうち、1以上の園路は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、内法を <u>180センチメートル以上とすること。</u> ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合であって、次に掲げる要件を満たすときは、幅の内法を <u>120センチメートル以上とすることができる。</u> (ア) 園路の末端の付近の広さが車椅子の転回に支障のないものであること。 (イ) <u>50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設け</u>

第4 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 略	略
2 園路	1の項に定める構造の出入口から園内の主要な施設に至る園路のうち、1以上の園路は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、内法を <u>120センチメートル以上とすること。</u> ただし、幅の内法が180センチメートル未満の場合にあっては、幅の内法が <u>180センチメートル以上のすれ違い箇所を適宜設けること。</u>

	たものであること。 イ～キ 略
略	

第5 略

	イ～キ 略
略	

第5 略

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式(第7条、第12条関係)

施設整備項目表(建築物)
(第1面)

建築物の名称	用途				
工事種別	新築・新設(用途変更を含む。) ・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替	階数	地上	階・地下	階
階別	階別用途(具体的用途)	新築等の部分の床面積	既存部分の床面積	床面積合計	戸数
(階)		m ²	m ²	m ²	戸
(階)		m ²	m ²	m ²	戸
(階)		m ²	m ²	m ²	戸
(階)		m ²	m ²	m ²	戸
(階)		m ²	m ²	m ²	戸
合計		m ²	m ²	m ²	戸

整備項目	整備基準	整備状況		摘要
1 道等から各室に至る経路の敷地内の通路、出入口及び各室に至る廊下等	(1) 敷地内の通路 ア 幅員は、120cm以上 イ 通路の高低差(有の場合は、以下ウに記入) ウ 高低差のある場合は、傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機の設置(傾斜路及びその踊場が有の場合は、以下(ア)から(カ)までに記入) (ア) 幅員は、120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上) (イ) 勾配は、1/12以下(傾斜路高16cm以下の場合は、1/8以下) (ウ) 高さ75cmごとの踊場の踏幅は、150cm以上 (エ) 手すりの設置 (オ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ (カ) 傾斜路は、踊場及び通路と識別しやすいもの エ 50m以内ごとに車椅子転回スペースの確保 オ 線状ブロック等の敷設又は音声による誘導装置の設置(共同住宅、自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。) カ 車路に近接する部分、段がある部分及び傾斜がある部分の上端に近接する部分には、点状ブロック等の敷設(共同住宅、自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。)	適 有 傾斜路 有	否 無 車椅子使用者用昇降機 無	
	(2) 出入口 ア 幅は、内80cm以上 イ 戸は、自動又は円滑に開閉して通過できる構造 ウ 車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと	適 適 適	否 否 否	
	(3) 出入口から各室に至る廊下等 ア 廊下等の幅は、内120cm以上 イ 廊下等の末端付近又は50m以内ごとに車椅子転回スペースの確保 ウ 廊下等の高低差(有の場合は、以下エに記入) エ 廊下等に高低差のある場合の傾斜路及び踊場又は車椅子使用者用昇降機の設置(傾斜路及びその踊場が有の場合は、以下(ア)から(キ)までに記入) (ア) 幅は、内120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上) (イ) 勾配は、1/12以下(傾斜路高16cm以下の場合は、1/8以下) (ウ) 高さ75cmごとの踊場の踏幅は、150cm以上 (エ) 手すりの設置 (オ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ (カ) 傾斜路は、踊場及び廊下等と識別しやすいもの (キ) 傾斜路の上端の点状ブロック等の敷設(学校等、共同住宅、自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。) オ (2)の構造の出入口、エレベーター及び車椅子使用者用昇降機の昇降路の出入口部の水平確保 カ 病院等及び身体障害者社会参加支援施設等の廊下等に手すりの設置	適 有 有 傾斜路 有	否 無 無 車椅子使用者用昇降機 無	
	(4) (2)の出入口から受付等までの線状ブロック等の敷設又は視覚障害者を誘導する装置の設置(共同住宅、自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。)	有	無	

(第2面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要	
2 車椅子使用者用駐車区画から各室に至る経路の駐車場内の通路、敷地内の通路、出入口及び各室に至る廊下等	(1) 駐車場の設置(有の場合、(2)に記入)	有 無		
	(2) 車椅子使用者用駐車区画			
	ア 全駐車台数の50分の1以上(全駐車台数が200台を越える場合は、台数の100分の1に2を加えた数以上)が、車椅子使用者用駐車区画	適 否 車椅子駐車区画 台(全 台)		
	イ 車椅子使用者用駐車区画は、出入口に近い位置に設置(屋根又はひさしを設けるために、やむを得ず距離が長くなる場合を除く。)	適 否		
	ウ 幅は、350cm以上	適 否		
	エ 車椅子使用者用駐車区画の表示(全駐車台数が5台以上の場合、以下(ア)及び(イ)に記入)	有 無		
	(ア) 駐車区画の車体用スペースの床面の青色塗装及び障害者のための国際シンボルマークの白色塗装表示	有 無		
	(イ) 車椅子使用者用駐車区画の標識	有 無		
	(3) 駐車場内の通路(1の項の通路又は(4)の敷地内の通路と重複する場合は、記入を要しない。)			
	ア 幅員は、120cm以上	適 否		
イ 通路の高低差(有の場合は、以下ウに記入)	有 無			
ウ 高低差のある場合の傾斜路及び踊場又は車椅子使用者用昇降機の設置(傾斜路及びその踊場が有の場合は、以下(ア)から(カ)までに記入)	傾斜路 車椅子使用者用昇降機 有 無 有 無			
(ア) 幅員は、120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上)	適 否			
(イ) 勾配は、1/12以下(傾斜路高16cm以下の場合は、1/8以下)	適 否			
(ウ) 高さ75cmごとの踊場の踏幅は、150cm以上	適 否			
(エ) 手すりの設置	有 無			
(オ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適 否			
(カ) 傾斜路は、踊場及び通路と識別しやすいもの	適 否			
(4) 敷地内の通路(1の項の通路と重複する場合は、記入を要しない。)				
ア 幅員は、120cm以上	適 否			
イ 通路の高低差(有の場合は、以下ウに記入)	有 無			
ウ 高低差のある場合の傾斜路及び踊場又は車椅子使用者用昇降機の設置(傾斜路及びその踊場が有の場合は、以下(ア)から(カ)までに記入)	傾斜路 車椅子使用者用昇降機 有 無 有 無			
(ア) 幅員は、120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上)	適 否			
(イ) 勾配は、1/12以下(傾斜路高16cm以下の場合は、1/8以下)	適 否			
(ウ) 高さ75cmごとの踊場の踏幅は、150cm以上	適 否			
(エ) 手すりの設置	有 無			
(オ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適 否			
(カ) 傾斜路は、踊場及び通路と識別しやすいもの	適 否			
(5) 出入口(1の項と同じ出入口の場合は、記入を要しない。)				
ア 幅は、内80cm以上	適 否			
イ 戸は、自動又は円滑に開閉して通過できる構造	適 否			
ウ 車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと	適 否			
(6) 出入口から各室に至る廊下等(1の項と同じ廊下等の場合は、記入を要しない。)				
ア 廊下等の幅は、内120cm以上	適 否			
イ 廊下等の末端付近又は50m以内ごとに車椅子が転回できるスペースの確保	有 無			
ウ 廊下等の高低差(有の場合は、以下エに記入)	有 無			
エ 廊下等に高低差のある場合の傾斜路及び踊場又は車椅子使用者用昇降機の設置(傾斜路及びその踊場が有の場合は、以下(ア)から(キ)までに記入)	傾斜路 車椅子使用者用昇降機 有 無 有 無			
(ア) 幅は、内120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上)	適 否			
(イ) 勾配は、1/12以下(傾斜路高16cm以下の場合は、1/8以下)	適 否			
(ウ) 高さ75cmごとの踊場の踏幅は、150cm以上	適 否			
(エ) 手すりの設置	有 無			
(オ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適 否			
(カ) 傾斜路は、踊場及び廊下等と識別しやすいもの	適 否			
(キ) 傾斜路の上端の点状ブロック等の敷設(学校等、共同住宅、自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。)	有 無			
オ (5)の構造の出入口、エレベーター及び車椅子使用者用昇降機の昇降路の出入口部の水平確保	適 否			
カ 病院等及び身体障害者社会参加支援施設等の廊下等に手すりの設置	有 無			

(第4面)

整備項目	整備基準	整備状況		摘要	
7 便所	(1) 便所の設置	有	無		
	(2) 便所の構造について、以下ア及びイに記入 ア 床は、滑りにくい仕上げ イ 手洗いの水栓器具(レバー式、光感知式、その他)	適 有() 無	否 無		
	(車椅子使用者用便所の設置数) 男子用 場所 女子用 場所 共用 場所				
	(3) 車椅子使用者用便所を1以上を設置している便所の構造について、以下アからケまでに記入 ア 車椅子使用者用便所及び便所の出入口の幅は、内80cm以上 イ 車椅子使用者用便所及び便所の戸は、円滑に開閉して通過できる構造 ウ 床は、段を設けないこと エ 手洗いの高さは、車椅子使用者の使用が容易なもの オ 車椅子使用者用便所の表示 カ 車椅子使用者用便所の大きさ(間口×奥行) キ 手すりの設置 ク 腰掛便座の設置 ケ 大便器の洗浄装置(くつべら式、光感知式、その他)	適 適 適 適 有 有 有() 無	否 否 否 無 無 無 無		
	(4) 車椅子使用者用便所を設置していない便所の構造について、以下アに記入 ア 腰掛式便器又は手すりを設けた便所	有	無		
	(5) 男子用小便器のある便所の設置(有の場合は、以下ア及びイに記入) ア 床置き、受け口高さが35cm以下の壁掛式又はこれに類する型式の小便器の設置 イ 病院等及び身体障害者社会参加支援施設等の床置き等小便器の手すりの設置	有 有 有	無 無 無		
	(6) 病院等、図書館・博物館等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等又は遊技場等で用途面積が1,000㎡以上のもの並びに集会場等及び体育館等のうち観覧席又は客席部を有するもので用途面積が1,000㎡以上のものに便所を設ける場合のみ以下ア及びイに記入。ただし、通常乳幼児を連れて利用されることのないものについては、この限りでない。 ア 乳幼児椅子及び乳幼児ベッド イ 乳幼児椅子及び乳幼児ベッドを設けている旨の表示	有 有	無 無		
	(7) オストメイト対応設備 ア 汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設置した便所(無の場合は、イに記入) イ (用途面積が200㎡未満で)簡易型の洗浄装置を設置した便所 ウ オストメイトのための設備の表示	有 有 有	無 無 無		
	8 駐車場の通路	(1) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適	否	
		(2) 段の設置(有の場合は、以下アからエまでに記入) ア 手すりの設置 イ 主たる階段は、回り段を設けないこと ウ 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ エ 踏面端部とその周囲の色は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	有 有 適 適 適	無 無 否 否 否	
		(3) 排水溝の設置(有の場合は、以下アからウまでに記入) ア 排水溝の溝ぶたの設置 イ 排水溝の溝ぶたは、滑りにくい仕上げ ウ 排水溝の溝ぶたは、キャスター及び杖等が落ちないもの	有 有 適 適	無 無 否 否	
		9 敷地内の通路	(1) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適	否
(2) 段の設置(有の場合は、以下アからエまでに記入) ア 手すりの設置 イ 主たる階段は、回り段を設けないこと ウ 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ エ 踏面端部とその周囲の色は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造			有 有 適 適 適	無 無 否 否 否	
(3) 排水溝の設置(有の場合は、以下アからウまでに記入) ア 排水溝の溝ぶたの設置 イ 排水溝の溝ぶたは、滑りにくい仕上げ ウ 排水溝の溝ぶたは、キャスター及び杖等が落ちないもの			有 有 適 適	無 無 否 否	

(第5面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要	
10 観覧席及び客席	(1) 観覧席又は客席の総数	席		
	(2) 車椅子使用者用観覧席又は客席の席数(席の数が100席以下の場合 は1以上、100席を超え400席以下の場合2以上、400席を超える場合 は2に400席を超える席数200席ごとに1を加えた数以上)	席		
	(3) 各車椅子使用者用観覧席又は客席の1席当りの大きさ(間口×奥行)	cm× cm		
	(4) 観覧席又は客席を有する室の出入口から、車椅子使用者用の席に至る それぞれ1以上の通路について、以下アからエまでに記入 ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ イ 幅は、内120cm以上 ウ 通路の高低差(有の場合は、以下エに記入) エ 通路に高低差のある場合の傾斜路及びその踊場の設置(有の場合 は、以下(ア)から(エ)までに記入) (ア) 幅は、内120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上) (イ) 勾配は、1/12以下(傾斜路高16cm以下の場合は、1/8以下) (ウ) 高さ75cmごとの踊場の踏幅は、150cm以上 (エ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適 適 有 有 適 適 適 適	否 否 無 無 否 否 否 否	
11 浴室	(1) 浴室の設置(有の場合は、以下アからカまでに記入) ア 洗い場及び脱衣所の出入口の幅は、内80cm以上 イ 洗い場及び脱衣所の戸は、自動又は円滑に開閉して通過できる構 造 ウ 洗い場及び脱衣所の出入口は、車椅子使用者が円滑に通過できる 構造 エ 浴槽、洗い場及び脱衣所の手すりの設置 オ 浴槽、洗い場及び脱衣所の腰掛台の設置 カ 水栓器具(レバー式、光感知式、その他)	有 適 適 適 有 有 有()	無 否 否 否 無 無 無	
	12 客室	(1) 客室総数の100分の1以上の客室が車椅子使用者対応客室	適 対応客室 室(全 室)	否
		(2) 出入口 ア 幅は、内80cm以上 イ 戸は、自動又は円滑に開閉して通過できる構造 ウ 車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと	適 適 適	否 否 否
		(3) 室内は、十分な床面積が確保されているなど障害者、高齢者等が円 滑に利用できる配慮	適	否
		(4) 各室内に車椅子使用者用便所の設置(有の場合は、以下アに記入) ア 車椅子使用者便所の構造について、以下(ア)から(コ)までに記入 (ア) 車椅子使用者用便所の大きさ(間口×奥行) (イ) 出入口の幅は、内80cm (ウ) 戸は、円滑に開閉して通過できる構造 (エ) 床は、滑りにくい仕上げ (オ) 床は、段を設けないこと (カ) 手洗いの水栓器具(レバー式、光感知式、その他) (キ) 手洗いの高さは、車椅子使用者の使用が容易なもの (ク) 手すりの設置 (ケ) 腰掛便所の設置 (コ) 大便器の洗浄装置(くつべら式、光感知式、その他)	有 cm× cm 適 適 適 適 有() 適 有 有 有()	無 否 否 否 無 無 無 無 無 無
		(5) 客室内に車椅子使用者用浴室の設置(有の場合は、以下アからキま までに記入) ア 洗い場及び脱衣所の出入口の幅は、内80cm以上 イ 洗い場及び脱衣所の戸は、自動又は円滑に開閉して通過できる構 造 ウ 洗い場及び脱衣所の出入口は、車椅子使用者が円滑に通過できる 構造 エ 浴槽の適切な設置 オ 浴槽、洗い場及び脱衣所の手すりの設置 カ 浴槽、洗い場及び脱衣所の腰掛台の設置 キ 水栓器具(レバー式、光感知式、その他)	有 適 適 適 適 有 有 有()	無 否 否 否 無 無 無 無

(第6面)

整備項目	整備基準	整備状況		摘要
13 更衣室及びシャワー室	(1) 更衣室の設置(有の場合は、以下アからカまでに記入) ア 更衣室は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる床面積の確保 イ 出入口の幅は、内80cm以上 ウ 戸は、自動又は円滑に開閉して通過できる構造 エ 車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと オ 手すりの設置 カ 腰掛台の設置	有 適 適 適 有 有	無 否 否 否 無 無	
	(2) シャワー室の設置(有の場合は、以下アからカまでに記入) ア シャワー室は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる床面積の確保 イ 出入口の幅は、内80cm以上 ウ 戸は、自動又は円滑に開閉して通過できる構造 エ 車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと オ 手すりの設置 カ 腰掛台の設置	有 適 適 適 有 有	無 否 否 否 無 無	
14 休憩場所及び授乳場所	(1) 病院等、図書館・博物館等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等又は遊技場等で用途面積が5,000㎡以上のもの並びに集会場等及び体育館等のうち観覧席又は客席部を有するもので用途面積が5,000㎡以上の施設のみ以下ア及びイに記入 ア 休憩場所の設置 イ 授乳場所の設置(有の場合は、以下(ア)から(エ)までに記入) (ア) 授乳を行うための椅子、乳幼児ベッド及び汚物入れ (イ) 洗面器又は流し台 (ウ) 授乳室は、壁又は固定式のついで等により外部から見通しのできないもの (エ) 授乳場所の表示	有 有 有 有 有 有	無 無 無 無 否 無	
15 カウンター及び記載台	(1) カウンター又は記載台の設置(有の場合は、以下アに記入) ア 障害者、高齢者等の利用に配慮した構造	有 適	無 否	
16 公衆電話台	(1) 公衆電話台の設置(有の場合は、以下アに記入) ア 障害者、高齢者等の利用に配慮した構造	有 適	無 否	
17 水飲み場	(1) 水飲み場の設置(有の場合は、以下アに記入) ア 障害者、高齢者等の利用に配慮した構造	有 適	無 否	
18 レジ通路	(1) レジ通路の設置(有の場合は、以下アに記入) ア 障害者、高齢者等の利用に配慮した構造	有 適	無 否	
19 案内板等	(1) 案内板等の設置(有の場合は、以下ア及びイに記入) ア 高さ、文字の大きさ及び表示等に配慮し、分かりやすいもの イ 点字による表示又は音声その他の方法により視覚障害者が円滑に利用できる構造	有 適 適	無 否 否	
	(2) 車椅子使用者用便所の案内表示	有	無	
20 避難設備	(1) 病院等、集会場等、百貨店等、ホテル等及び劇場・映画館等で自動火災報知設備の設置がある場合は、点滅機能及び音声誘導機能を備えた避難口誘導灯の設置	有	無	
	(2) 防火戸にくぐり戸の設置(有の場合は、以下ア及びイに記入) ア 幅は、80cm以上 イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと	有 適 適	無 否 否	

施設整備項目表(建築物以外の公共交通機関の施設)
(第1面)

公共交通機関の施設の名称	用途
施設の所在地	

整備項目	整備基準	整備状況		摘要
1 経路	(1) 公共用通路と車両等の乗降口との経路について、障害者、高齢者等が円滑に通行できる経路を1以上設けること	有	無	
	(2) (1)の経路の床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターの設置(構造上の理由により傾斜路又はエレベーターの設置が困難な場合はエスカレーターの設置(構造上の理由によりエスカレーターの設置が困難な場合は、エスカレーター以外の車椅子使用者の円滑な利用に適した構造の昇降機の設置))	有	無	
	(3) (1)の経路と公共用通路の出入口について、以下アからウまでに記入 ア 幅は、内90cm以上(構造上やむを得ない場合は、内80cm以上) イ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 幅は、内90cm以上(構造上やむを得ない場合は、内80cm以上) (イ) 自動又は容易に開閉して通過できるもの ウ 車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと(構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設)	適 有 適 適	否 無 否 否	
	(4) (1)の経路を構成する通路について、以下アからカまでに記入 ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げ イ 段の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 段を容易に識別できるもの (イ) つまづきにくい構造のもの ウ 幅は、内140cm以上(構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とする。) エ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 幅は、内90cm以上(構造上やむを得ない場合は、80cm以上) (イ) 自動又は容易に開閉して通過できるもの オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと(構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設) カ 照明設備の設置	適 有 適 適 有 適 適	否 無 否 否 無 否 否	
	(5) (1)の経路を構成する通路に傾斜路の設置(有の場合は、以下アからキまでに記入) ア 手すりを両側に設置(構造上やむを得ない場合は、この限りでない。) イ 表面は、滑りにくい材料で仕上げ ウ 傾斜路の勾配部分とその接続する通路との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものであること エ 傾斜路の両側に立ち上がり部の設置(側面が壁面の場合は、この限りでない。) オ 幅は、内120cm(段を併設する場合は、90cm)以上 カ 勾配は、1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8)以下 キ 高さが75cmを超える傾斜路にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	有 有 適 適 有 適 有	無 無 否 否 無 否 無	

(第3面)

整備項目	整備基準	整備状況		摘要
3 傾斜路	(1) 1の経路を構成する傾斜路以外の傾斜路(有の場合は、以下アからエまでに記入)	有	無	
	ア 手すりを両側に設置(構造上やむを得ない場合は、この限りでない。)	有	無	
	イ 表面は、滑りにくい材料で仕上げ	適	否	
	ウ 傾斜路の勾配部分とその接続する通路との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものであること	適	否	
	エ 立ち上がり部を両側に設置(側面が壁面の場合は、この限りでない。)	有	無	
4 階段	(1) 階段の設置(有の場合は、以下アからクまでに記入)	有	無	
	ア 手すりを両側に設置(構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。)	有	無	
	イ 手すりの端部の付近に、階段の通ずる場所を示す点字による表示の貼り付け	適	否	
	ウ 回り段を設けないこと(構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。)	適	否	
	エ 表面は、滑りにくい材料で仕上げ	適	否	
	オ 段を容易に識別しやすいもの	適	否	
	カ つまづきにくい構造	適	否	
	キ 階段の両側に立ち上がり部の設置(側面が壁面である場合は、この限りでない。)	有	無	
	ク 照明設備の設置	有	無	
5 便所	(1) 便所の設置(有の場合は、以下アからウまでに記入)	有	無	
	ア 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区分(当該区分がある場合に限る。)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備の設置	有	無	
	イ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げ	適	否	
	ウ 男子用小便器の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入)	有	無	
	(ア) 1以上の床置き小便器その他これに類する小便器の設置	有	無	
	(イ) (ア)の小便器に、手すりの設置	有	無	
	(2) 便所を設ける場合、そのうち1以上は、(1)の規定によるほか、次のいずれかに定める構造()内には、ア又はイのいずれか該当するものを記入)	適	否	(ア イ)
	ア 便所(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ)内に車椅子使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所の設置			
	イ 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便所			
	(3) (2)のアの便房が設けられた便所の1の(1)の経路と便所との間の経路を構成する通路について、以下アからカまでに記入			
	ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げ	適	否	
	イ 段の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入)	有	無	
(ア) 段を容易に識別できるもの	適	否		
(イ) つまづきにくい構造のもの	適	否		
ウ 幅は、内140cm以上(構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とする。)	適	否		
エ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入)	有	無		
(ア) 幅は、内90cm以上(構造上やむを得ない場合は、80cm以上)	適	否		
(イ) 自動又は容易に開閉して通過できるもの	適	否		
オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと(構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設)	適	否		
カ 照明設備の設置	有	無		

(第4面)

整備項目	整備基準	整備状況		摘要
	(4) (2)のアの便房が設けられた便所の出入口について、以下アからエまでに記入 ア 幅は、内80cm以上 イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと(傾斜路を設ける場合は、この限りでない。) ウ 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識の設置 エ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 幅は、内80cm以上 (イ) 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できるもの	適 適 有 有 適 適	否 否 無 無 否 否	
	(5) (2)のアの便房が設けられた便所の広さについて、以下アに記入 ア 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保	適	否	
	(6) (2)のアの便房が設けられた便所の便房について、以下アからキまでに記入 ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと イ 出入口に、当該便房が車椅子使用者その他の障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識の設置 ウ 腰掛便座及び手すりの設置 エ 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の設置 オ 出入口の幅は、内80cm以上 カ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 幅は、内80cm以上 (イ) 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できるもの キ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保	適 有 有 有 適 有 適 適	否 無 無 無 否 無 否 否	
	(7) (2)のイの便所の1の(1)の経路と便所間の経路を構成する通路について、以下アからカまでに記入 ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げ イ 段の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 段を容易に識別できるもの (イ) つまづきにくい構造のもの ウ 幅は、内140cm以上(構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とする。) エ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 幅は、内90cm以上(構造上やむを得ない場合は、80cm以上) (イ) 自動又は容易に開閉して通過できるもの オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと(構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設) カ 照明設備の設置	適 有 有 有 有 有 有	否 無 否 否 無 否 否 無	
	(8) (2)のイの便所の出入口について、以下アからウまでに記入 ア 幅は、内80cm以上 イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと(傾斜路を設ける場合は、この限りでない。) ウ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 幅は、内80cm以上 (イ) 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造	適 適 有 有 適	否 否 無 否 否	
	(9) (2)のイの便所の広さについて、以下アに記入 ア 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保	適	否	
	(10) (2)のイの便所について、以下アからウまでに記入 ア 出入口に、当該便房が車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識の設置 イ 腰掛便座及び手すりの設置 ウ 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の設置	有 有 有	無 無 無	

(第5面)

整備項目	整備基準	整備状況		摘要
	(11) オストメイト対応設備 ア 汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設置した便房 イ オストメイトのための設備の表示	有	無	
6 線状ブロック等及び点状ブロック等	(1) 通路等であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせる敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の設置（視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、当該設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。）	有	無	
	(2) (1)の通路等とエレベーターの乗降ロビーに設ける制御装置、7の項(4)に定める設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及び8の項に定める乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等に、それぞれ適切に組み合わせた線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声等による視覚障害者を誘導する設備の設置（視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、当該設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。）	有	無	
	(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等に、点状ブロック等の敷設	有	無	
7 案内設備	(1) 車両等の運行(運航を含む)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供する設備の設置（電気設備がない場合その他技術上やむを得ない場合は、この限りでない。）	有	無	
	(2) 昇降機、便所又は乗車券等販売所の付近に、これらの設備があることを表示する標識の設置	有	無	
	(3) 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近に、昇降機、便所又は乗車券等販売所の配置を表示した案内板その他の設備の設置（これらの設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。）	有	無	
	(4) 公共通路に直接通ずる出入口又は改札口付近その他の適切な場所に、公共交通機関の施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備の設置	有	無	
8 乗車券等販売所	乗車券等販売所の設置(有の場合は、以下(1)から(3)までに記入)	有	無	
	(1) 1の項の(1)に定める経路と乗車券等販売所との間の経路における通路について、以下アからカまでに記入 ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げ イ 段の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 段を容易に識別できるもの (イ) つまづきにくい構造のもの ウ 幅は、内140cm以上(構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とする。) エ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 幅は、内90cm以上(構造上やむを得ない場合は、80cm以上) (イ) 自動又は容易に開閉して通過できるもの オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと(構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設) カ 照明設備の設置	適 有 適 適 適	否 無 否 否 否	
	(2) 出入口の設置(有の場合は、以下アからウまでに記入) ア 幅は、内80cm以上 イ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 幅は、内80cm以上 (イ) 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できるもの ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと(構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設)	有 適 有 適 適	無 否 無 否 否	
	(3) カウンターの設置(有の場合は、以下アに記入) ア 車椅子使用者の円滑な利用に適した構造(常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造の場合は、この限りでない。)	有 適	無 否	

(第6面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
9 待合所	待合所の設置(有の場合は、以下(1)から(3)までに記入)	有	無
	(1) 1の項の(1)に定める経路と待合所との間の経路における通路について、以下アからカまでに記入		
	ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げ	適	否
	イ 段の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入)	有	無
	(ア) 段を容易に識別できるもの	適	否
	(イ) つまづきにくい構造のもの	適	否
	ウ 幅は、内140cm以上(構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とする。)	適	否
	エ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入)	有	無
	(ア) 幅は、内90cm以上(構造上やむを得ない場合は、80cm以上)	適	否
	(イ) 自動又は容易に開閉して通過できるもの	適	否
オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと(構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設)	適	否	
カ 照明設備の設置	有	無	
10 案内所	(2) 出入口の設置(有の場合は、以下アからウまでに記入)	有	無
	ア 幅は、内80cm以上	適	否
	イ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入)	有	無
	(ア) 幅は、内80cm以上	適	否
	(イ) 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できるもの	適	否
	ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと(構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設)	適	否
	(3) カウンターの設置(有の場合は、以下アに記入)	有	無
	ア 車椅子使用者の円滑な利用に適した構造(常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造の場合は、この限りでない。)	適	否
	案内所の設置(有の場合は、以下(1)から(3)までに記入)	有	無
	(1) 1の項の(1)に定める経路と案内所との間の経路における通路について、以下アからカまでに記入		
ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げ	適	否	
イ 段の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入)	有	無	
(ア) 段を容易に識別できるもの	適	否	
(イ) つまづきにくい構造のもの	適	否	
ウ 幅は、内140cm以上(構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とする。)	適	否	
エ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入)	有	無	
(ア) 幅は、内90cm以上(構造上やむを得ない場合は、80cm以上)	適	否	
(イ) 自動又は容易に開閉して通過できるもの	適	否	
オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと(構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設)	適	否	
カ 照明設備の設置	有	無	
(2) 出入口の設置(有の場合は、以下アからウまでに記入)	有	無	
ア 幅は、内80cm以上	適	否	
イ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入)	有	無	
(ア) 幅は、内80cm以上	適	否	
(イ) 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できるもの	適	否	
ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと(構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設)	適	否	
(3) カウンターの設置(有の場合は、以下アに記入)	有	無	
ア 車椅子使用者の円滑な利用に適した構造(常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造の場合は、この限りでない。)	適	否	
11 券売機	(1) 乗車券等販売所に券売機の設置(有の場合は、以下アに記入)	有	無
ア 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造(販売者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。)	適	否	
12 休憩設備	障害者、高齢者等の休憩の用に供する設備の設置(旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。)	有	無

(第7面)

整備項目	整備基準	整備状況		摘要
13 鉄道駅	(1) 鉄道駅のプラットフォームについて、以下アからクまでに記入 ア プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする(構造上の理由により当該間隔が大きくなるときは、旅客に対しこれを警告するための設備の設置) イ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らにすること ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の乗降を円滑にするための設備の1以上の設置(構造上やむを得ない場合は、この限りでない。) エ 排水のための横断勾配は、1%を標準 オ 床の表面は、滑りにくい仕上げ カ ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備の設置 キ プラットホームの線路側以外の端部に、旅客の転落を防止するためのさくを設置(当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。) ク 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備の設置(電気設備がない場合その他技術上やむを得ない場合は、この限りでない。)	適	否	
	(2) 鉄道駅の適切な場所に、列車に設けられる車椅子使用者のための乗車設備に通ずる旅客用乗降口が停止する位置をプラットフォーム上に表示(位置が一定でない場合は、この限りでない。)	適	否	
14 バスターミナル	(1) バスターミナルの設置(有の場合、以下アからウまでに記入) ア 床の表面は、滑りにくい仕上げ イ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車の用に供する場所に接する部分に、さく、点状ブロック等その他の視覚障害者の当該場所への進入を防止するための設備の設置 ウ 当該乗降場に接して停留する自動車に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造	有 適 有	無 否 無	
	(2) 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所に、点状ブロック等、さくその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備の設置	有	無	
15 旅客船ターミナル	(1) 乗降用設備の設置(有の場合、以下アからウまでに記入) ア 幅は、内90cm以上 イ 手すりの設置(構造上やむを得ない場合は、この限りでない。) ウ 床の表面は、滑りにくい仕上げ	有 適 有 適	無 否 無 否	
	(2) 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所に、点状ブロック等、さくその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備の設置	有	無	
16 航空旅客ターミナル	(1) 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋(有の場合は、以下アからエまでに記入) ア 幅は、内90cm以上 イ 勾配は、1/12以下 ウ 手すりの設置 エ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げ	有 適 適 有 適	無 否 否 無 否	
	(2) 各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上について、幅は、内80cm以上	適	否	

施設整備項目表(道路)

道路の名称	
施設の所在地	

整備項目	整備基準	整備状況		摘要
1 歩道等	(1) セミフラット方式を基本とすること	適	否	
	(2) 歩道の有効幅員は、200cm以上(有効幅員は、当該歩道等の障害者、高齢者等の交通の状況を考慮して定める。)		cm	
	(3) 縦断勾配5%以下(地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8%以下)	適	否	
	(4) 車両乗入れ部を除く横断勾配1%以下(道路の構造、気象の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、2%以下)	適	否	
	(5) 横断歩道等に接続する歩道と車道との段差2cm標準	適	否	
	(6) 横断歩道における中央分離帯等と車道のすりつけについては、縁石等で区画し、同一の高さですりつけること	適	否	
	(7) 歩道等を横断する排水溝の設置(有の場合は、以下アからウまでに記入) ア 排水溝の溝ぶたの設置 イ 排水溝の溝ぶたは、滑りにくい仕上げ ウ 排水溝の溝ぶたは、キャスター及び杖等が落ちないもの	有 有 適 適	無 無 否 否	
	(8) 必要に応じて、線状ブロック等及び点状ブロック等と適切に組み合わせさせて敷設	有	無	
2 立体横断施設	(1) 立体横断施設の設置	有	無	
	(2) 地下横断歩道の有効幅員は、200cm以上(有効幅員は、当該歩道等の障害者、高齢者等の交通の状況を考慮して定める。)		cm	
	(3) 横断歩道橋の有効幅員は、200cm以上(有効幅員は、当該歩道等の障害者、高齢者等の交通の状況を考慮して定める。)		cm	
	(4) 段の設置(有の場合は、以下アからカまでに記入) ア 有効幅員は150cm以上 イ 2段式の手すりを両側に設置 ウ 回り段を設けないこと エ 表面は、粗面又は滑りにくく、かつ、水はけの良い材料の仕上げ オ 踏面とけあげの色は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造 カ 段の上端に近接する歩道等及び踊場に点状ブロック等の敷設	有 有 適 適 適 適 有	無 無 否 否 否 無	cm
	(5) 必要に応じてエレベーターの設置(昇降の高さが低い場合その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設置。)	有	無	

施設整備項目表(公園)
(第1面)

公園等の名称		敷地面積	m ²
公園等の種別			

整備項目	整備基準	整備状況		摘要
1 出入口	(1) 1以上の出入口について、以下アからオまでに記入 ア 幅は、内120cm以上 イ 車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと ウ 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ エ 勾配は、8% (傾斜路の高さが16cm以下の場合は、12%) 以下 オ 車止めさくを設ける場合は、標準90cmの間隔で設置し、その後には150cm以上の水平な部分を設けること	適 適 適 適 適	否 否 否 否 否	
2 園路	(1) 主要な施設に至る1以上の園路について、以下アからキまでに記入 ア 幅員は180cm以上(やむを得ない場合は、通路末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で幅の内法を120cm以上とすることができる。) イ 車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと ウ 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ エ 縦断勾配は、4%以下とし、必要に応じて、踊場を設けること(地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8%以下) オ 横断勾配は、水勾配程度とし、可能な限り水平にすること カ 排水溝の設置(有の場合は、以下(ア)から(ウ)までに記入) (ア) 排水溝の溝ぶたの設置 (イ) 排水溝の溝ぶたは、滑りにくい仕上げ (ウ) 排水溝の溝ぶたは、キャスター及び杖等が落ちないもの キ 必要に応じて、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせ敷設	適 適 適 適 有 有 適 適 有	否 否 否 否 無 無 否 否 無	
3 階段	(1) 階段の設置(有の場合は、以下アからクまでに記入) ア 幅は、内120cm以上 イ 階段の寸法は、けあげ15cm以下、踏面35cm以上、けこみ2cm以下とし、同一階段では、各寸法は一定 ウ 階段の起点、終点及び高さ250cm以下ごとに、120cm以上の水平な部分の設置 エ 手すりの設置 オ 主たる階段は、回り段を設けないこと カ 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ キ 踏面とけあげの色は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造 ク 階段の上端及び踊場の部分に点状ブロック等の敷設	有 適 適 有 有 適 適 適 有	無 否 否 無 無 無 否 否 無	

(第2面)

整備項目	整備基準	整備状況		摘要	
4 便所	(1) 便所の設置	有	無		
	(2) 便所の構造について、以下ア及びイに記入 ア 床は、滑りにくい仕上げ イ 手洗いの水栓器具(レバー式、光感知式、その他)	適 有()	否 無		
	(車椅子使用者用便所の設置数)	男子用	女子用	共用	
	(3) 車椅子使用者用便所を1以上を設置している便所の構造について、以下アからケまでに記入 ア 車椅子使用者用便所及び便所の出入口の幅は、内80cm以上 イ 車椅子使用者用便所及び便所の戸は、円滑に開閉して通過できる構造 ウ 床は、段を設けないこと エ 手洗いの高さは、車椅子使用者の使用が容易なもの オ 車椅子使用者用便所の表示 カ 車椅子使用者用便所の大きさ(間口×奥行) キ 手すりの設置 ク 腰掛便座の設置 ケ 大便器の洗浄装置(くつべら式、光感知式、その他)	適 適 適 適 有 有 有 有()	否 否 否 無 無 無 無	cm× cm	
	(4) 車椅子使用者用便所を設置していない便所の構造について、以下アに記入 ア 腰掛式便器又は手すりを設けた便所	有	無		
	(5) 男子用小便器のある便所の設置(有の場合は、以下アに記入) ア 床置き小便器の設置	有 有	無 無		
	(6) 便所に以下の設備(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上を設置) ア 乳幼児椅子及び乳幼児ベッド イ 乳幼児椅子及び乳幼児ベッドを設けている旨の表示	有 有	無 無		
	(7) オストメイト対応設備 ア 汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設置した便所 イ オストメイトのための設備の表示	有 有	無 無		
	5 案内板等	(1) 案内板等の設置(有の場合は、以下ア及びイに記入) ア 高さ、文字の大きさ及び表示等に配慮し、分かりやすいもの イ 点字による表示又は音声その他の方法により視覚障害者が円滑に利用できる構造	有 適 適	無 否 否	
		(2) 車椅子使用者用便所の案内表示	有	無	
6 水飲み場	(1) 水飲み場の設置(有の場合は、以下アに記入) ア 障害者、高齢者等の利用に配慮した構造	有 適	無 否		
7 ベンチ	(1) ベンチの設置(有の場合、以下アに記入) ア 障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造	有 適	無 否		

(第3面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
8 駐車場	(1) 駐車場の設置	有 無	
	(2) 車椅子使用者用駐車区画設置数(ある場合は、以下アからウまでに記入。()内は、全体の駐車台数を記入)	台(台)	
	ア 車椅子使用者用駐車区画は、利用しやすい位置に設置	適 否	
	イ 幅は、350cm以上	適 否	
	ウ 車椅子使用者用駐車区画の表示(全駐車台数が5台以上の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入)	有 無	
	(ア) 障害者のための国際シンボルマークの塗装表示	有 無	
	(イ) 車椅子使用者用駐車区画の標識	有 無	
	(3) 出入口から車椅子使用者用駐車区画に至る通路について、以下アからオまでに記入		
	ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適 否	
	イ 段の設置(有の場合は、以下(ア)から(エ)までに記入)	有 無	
	(ア) 手すりの設置	有 無	
	(イ) 回り段を設けないこと	適 否	
(ウ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適 否		
(エ) 踏面端部とその周囲の色は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	適 否		
ウ 幅員は、120cm以上	適 否		
エ 通路の高低差(有の場合は、以下オに記入)	有 無		
オ 通路に高低差のある場合の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機の設置(傾斜路及びその踊場が有の場合は、以下(ア)から(カ)までに記入)	傾斜路 車椅子使用者用昇降機 有 無 有 無		
(ア) 幅員は、120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上)	適 否		
(イ) 勾配は、1/12以下(傾斜路高16cm以下の場合は、1/8以下)	適 否		
(ウ) 高さ75cmごとの踊場の踏幅は、150cm以上	適 否		
(エ) 手すりの設置	有 無		
(オ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適 否		
(カ) 傾斜路は、踊場及び通路と識別しやすいもの	適 否		
(4) 通路の排水溝の設置(有の場合は、以下アからウまでに記入)	有 無		
ア 排水溝の溝ぶたの設置	有 無		
イ 排水溝の溝ぶたは、滑りにくい仕上げ	適 否		
ウ 排水溝の溝ぶたは、キャスター及び等が落ちないもの	適 否		
(5) 出入口の幅は、内80cm以上	適 否		
(6) 出入口は、車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと	適 否		

別記第7号様式中、「新築・新設・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替」を「新築・新設（用途変更を含む。）・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替」に改める。

別記第9号様式中、「新築・新設・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替」を「新築・新設（用途変更を含む。）・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。